

## ○入札及び契約情報

### 1 入札情報

工事の名称	推工第4号 本場厩舎新築工事
契約方法	一般競争入札
資格要件	<p>1. 単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおり。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 岐阜県入札参加資格者名簿(建築工事)に登載され、A ランク総合点数 950 点以上の者であること。</p> <p>(3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成 13 年 4 月 1 日工検第 12 号)又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置(以下「参加資格停止措置」という。)を、入札参加申請書の提出期限日(以下「申請期限日」という。)から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。</p> <p>(4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の特定又は一般(建築工事業)の許可を受けており、かつ申請期限日までに 5 年以上の営業若しくは同等の実績があること。</p> <p>(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。</p> <p>①資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。</p> <p>ア 親会社(会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合</p> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>②人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p>ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> <p>イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。)を現に兼ねている場合</p> <p>③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p> <p>(6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)は、申請期限日以前に 3 カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。</p> <p>ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3 カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。</p> <p>(7) 監理技術者及び特例監理技術者にあっては、建設業法第 3 条の特定又は一般(建築工事業)の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること(ただし、元請工事における下請合計金額が 4,500 万円以上(建築一式工事にあっては 7,000 万円以</p>

上) の場合のみとする。)。

(8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。

ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 平成 21 年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。

- ・完成引渡しの済んでいる建築物であって、規模が延べ面積 200 m<sup>2</sup> 以上の建築一式工事 (新築又は増築に限る。)

(10) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準 (ア及びイ) を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日 (令和 7 年 7 月 10 日) には、主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 一級建築士又は 1 級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成 21 年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる規模が 200 m<sup>2</sup> 以上建築物の建築一式工事 (新築又は増築に限る。) の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が 8,000 万円未満の場合は専任を求めるものとする。

(11) 岐阜県内に本店が所在すること。

2. 共同企業体にて入札に参加する場合、結成は 2 者の構成員による自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおり。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿 (建築工事) に登載され、代表構成員 (その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ) A ランク 950 点以上、その他構成員 A ランク 790 点以上の者であること。

(3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領 (平成 13 年 4 月 1 日工検第 12 号) 又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置 (以下「参加資格停止措置」という。) を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の特定又は一般 (建築工事業) の許可を受けており、かつ申請期限日までに 5 年以上の営業若しくは同等の実績があること。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。) 第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。) 又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社 (会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

	<p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合      ②人的関係      以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。      ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合      イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合      ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合      その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合      (6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。      ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。      (7) 監理技術者及び特例監理技術者にあっては、建設業法第3条の特定又は一般（建築工事業）の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること（ただし、元請工事における下請合計金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては7,000万円以上）の場合のみとする。）      (8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。      ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。      イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。      ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。      (9) 代表構成員は平成21年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。      ・完成引渡しの済んでいる建築物であって、規模が延べ面積200m<sup>2</sup>以上の建築一式工事（新築又は増築に限る。）      (10) 本工事に従事する代表構成員の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和7年7月10日）には、主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置すること。      ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。      イ 平成21年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる規模が200m<sup>2</sup>以上建築物の建築一式工事（新築又は増築に限る。）の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。      ※ただし、請負代金が8,000万円未満の場合は専任を求めるものとする。      (11) 共同企業体の構成員のうち1者は、岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている本店を県内に有する者であること。      (12) 構成員の出資比率は40%以上であること。</p>
落札価格	1,373,900,000円

入札者の商号又は名称	第1回入札金額	摘要	備考
内藤建設（株）	1,249,000,000	落札	
協和建設（株）	1,350,000,000		

## 2 契約情報

工事の名称	推工第4号 本場厩舎新築工事
施工（履行）場所	岐阜県羽島郡笠松町若葉町 地内
契約業者名	内藤建設（株）
契約業者住所	岐阜県岐阜市六条南3丁目10番10号
施工（履行）期間	令和7年7月10日～令和8年6月30日
契約金額（税込み）	1,373,900,000円
種別及び概要	<p>建築一式工事：新築工事</p> <p>厩舎：木造2階建て 延べ面積 365.18 m<sup>2</sup> 1棟            木造2階建て 延べ面積 454.62 m<sup>2</sup> 4棟</p> <p>住戸付厩舎：木造2階建て 延べ面積 715.47 m<sup>2</sup> 2棟</p> <p>屋外W.C棟：プレハブ 延べ面積 9.99 m<sup>2</sup> 1棟</p> <p>警備員詰所：木造平屋建て 延べ面積 19.87 m<sup>2</sup> 1棟</p> <p>守衛室：プレハブ 延べ面積 3.53 m<sup>2</sup> 2棟</p> <p>ガードマン詰所：プレハブ 延べ面積 1.25 m<sup>2</sup> 1棟</p>